令和７年度小豆島町人事行政の運営等の状況について

地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 58 条の 2 及び小豆島町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成 18 年小豆島町条例第 171 号）第 4 条の規定に基づき、令和 7 年度の小豆島町の人事行政の運営等の状況の概要を公表します。

令和 8 年 10 月 30 日
小豆島町長　大　江　正　彦

Ⅰ　職員の任免及び職員数に関すること

職員の任用は、受験成績、人事評価又はその他の能力の実証に基づいて行われます（地方公務員法第 15 条）。また、この成績主義の原則に基づき、職員の採用は公開平等の競争試験あるいは選考により実施しています。

１　職員の任免

(1)　職員の任免状況（令和７年度、単位：人）

区　　分	採　　用	退　　職		
		定　　年	勧　　奨	自己都合その他
一般行政職	１１	－	－	１２
技　能　職	1	－	－	2
福　祉　職	－	－	－	－
教　育　職	1	－	－	1
医療技術職	－	－	－	1
計	１３	－	－	１６

(2)　採用試験の実施状況（令和７年度）

種　類	区　　分	内　　容	職　　種　　等
競争試験	上級（大学卒程度）	1 次試験　筆記試験 2 次試験　口述試験 身体検査	一般行政、土木、保育士、栄養士、調理員
	中級（短大卒程度）		
	初級（高校卒程度）		
選　　考			再任用職員

（注）　競争試験とは特定の職に就けるため不特定多数の者の競争によって選抜を行う方法をいい、選考とは特定の者が特定の職につく適格性を有するかどうかを確認する方法をいう。

(3)　採用者数（令和７年度、単位：人）

試験の種類	試験の名称	試験の区分	申込者数	採用者数
競争試験	上級（大学卒程度）	一般行政事務	28	8
		土木	－	－
	中級（短大卒程度）	土木	0	0
		保育士	3	1
		栄養士	0	0
	初級（高校卒程度）	一般行政事務	0	0
		土木	0	0
		調理員	4	3
選　　考		再任用職員	5	5

２　職員数

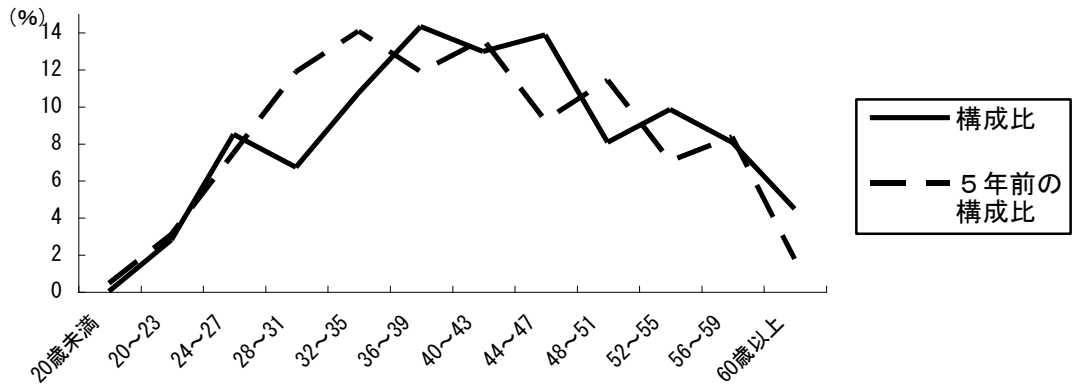
(1)　部門別職員数の状況と主な増減理由（各年４月１日現在、単位：人）

部門＼区分			職員数 令和６年	職員数 令和７年	対前年増減数	主な増減理由
普通会計部門	一般行政部門	議会	3	2	▲1	育児休業者復帰による重複配置解除
		総務企画	34	38	4	デジタル化関連業務増、戸籍窓口体制・法的課題対応強化
		税務	9	8	▲1	事務の効率化
		民生	29	30	1	保育士補充
		衛生	10	10	0	
		労働	-	-	-	
		農林水産	14	14	0	
		商工	8	9	1	地方創生関連業務増
		土木	14	14	0	
		計	121	125	4	<参考> 人口１万当たりの職員数 95.73 人 (類似団体の人口１万当たりの職員数 90.31 人)
	教育部門		34	36	2	GIGA ｽｸｰﾙ構想推進事業・社会教育施設整備業務増
	消防部門				-	
	小計		155	161	6	<参考> 人口１万当たりの職員数 123.31 人 (類似団体の人口１万当たりの職員数 109.63 人)
公営企業等会計部門	病院		2	2	0	
	水道		5	4	▲1	広域水道企業団身分移管
	その他		55	57	2	介護保険施設体制強化、育児休業取得者重複配置
	小計		62	63	1	
合計			217 〔293〕	224 〔293〕	7	<参考> 人口１万当たりの職員数 171.56 人

(注) 1　職員数は各年における定員管理調査において報告した一般職に属する職員数である。

2　〔　　〕内は、条例定数の合計である。

(2)　年齢別職員構成の状況（令和７年４月１日現在）



区分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
人数	人 0	人 6	人 19	人 15	人 24	人 32	人 29	人 31	人 18	人 22	人 18	人 10	人 224

(3)　職員数の推移

（単位：人・％）

部門＼年度	02年度	03年度	04年度	05年度	06年度	07年度	過去５年間の増減数（率）
一般行政	136	131	132	127	121	125	▲11人（　▲8.1%）
教育	32	32	30	32	34	36	4人（　12.5%）
公営企業等会計	60	61	62	63	62	63	3人（　5.0%）
合計	228	224	224	222	217	224	▲4人（　▲1.8%）

（注）　各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。

II　職員の人事評価に関すること

人事評価とは、任用、給与、分限その他の人事管理の基礎とするために、職員がその職務を遂行するに当たり発揮した能力及び挙げた業績を把握した上で行われる勤務成績の評価であり、任命権者は、職員の執務について定期的に人事評価を行い、その結果に応じた措置を講じなければなりません（地方公務員法第 6 条第 1 項、第 23 条の 2 第 1 項、第 23 条の 3)。

(1)　人事評価制度の概要

評価の目的		計画的な人材育成、職員の能力開発に活用すること。
評価方法		職員がその職務を遂行するに当たり発揮した能力を評価する能力評価と、職員がその職務を遂行するに当たり挙げた業績を評価する業績評価を、人事評価記録書を用いて行う。
評価者		〔被評価者〕 参事、課長 主幹 課長補佐以下 〔一次評価者〕 副町長 課長 主幹、課長補佐 〔二次評価者〕 町長 副町長 課長
対象職員	職　種	全ての正規職員
	職　位	全ての正規職員

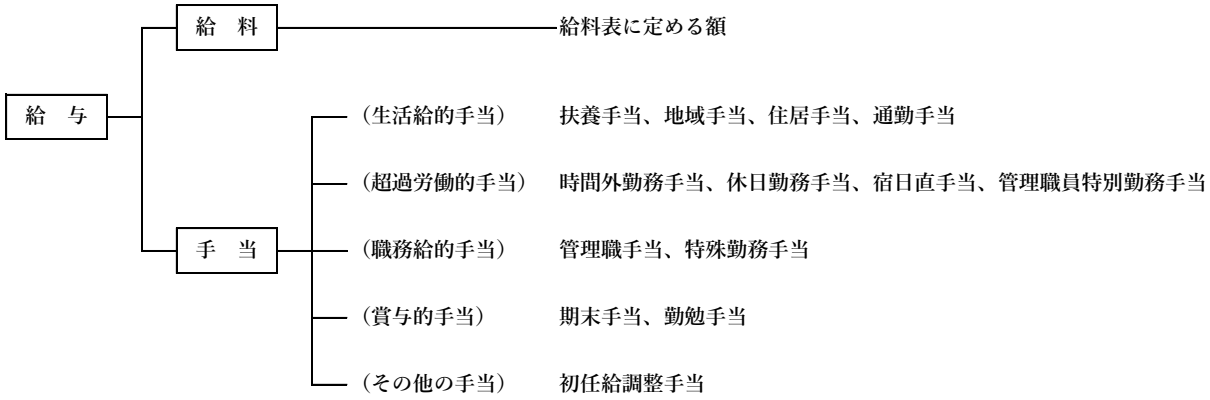
(2)　人事評価結果の活用

人事評価の結果は、昇任・昇格や人事異動の参考としている。

III　職員の給与に関すること

職員の給与は、生計費並びに国及び他の地方公共団体の職員並びに民間事業の従事者の給与その他の事情を考慮して条例で定められています。

職員の給与体系



1　総括

(1)　人件費の状況（普通会計決算）

区分	住民基本台帳人口（令和8年1月1日）	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	（参考）令和6年度の人件費率
令和	人	千円	千円	千円	%	%
7年度	12,814	13,832,626	1,013,212	1,941,045	14.0	15.1

(2)　職員給与費の状況（普通会計決算）

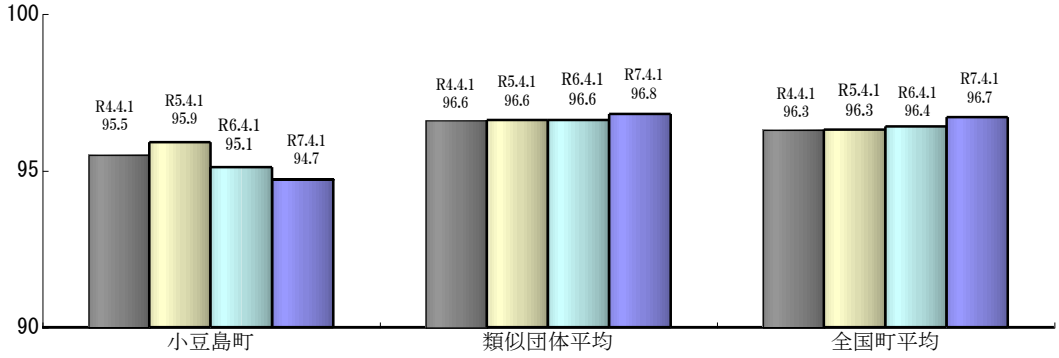
区分	職員数 A	給与費				（参考）一人当たり給与費 B/A
		給料	職員手当	期末･勤勉手当	計　B	
令和	人	千円	千円	千円	千円	千円
7年度	161	626,385	95,074	253,552	975,011	6,056

（注）1　職員手当には退職手当を含まない。

2　職員数は、地方公務員給与実態調査にて報告した普通会計関係に属する令和7年4月1日現在の職員の総数である。

3　給与費については、会計年度任用職員の給与費は含まれていない。

(3)　ラスパイレス指数の状況（各年４月１日現在）



（注）１　ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表(一)適用職員の俸給月額を100として計算した指数。

２　類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。

３　ラスパイレス指数（地域手当補正後ラスパイレス指数を含む）の算出に当たっては、60歳に達した日後の最初の４月１日以後に支給される給料月額について、本来の給料月額の７割水準に設定される職員を除いている。

※　令和７年４月１日のラスパイレス指数が、①３年連続で上昇している場合、②100 を超えている場合について、その理由

(4)　給与改定の状況

①月例給

区分	人事委員会の勧告				給与改定率		（参考）国の改定率
	民間給与 A	公務員給与 B	格差 A−B	勧告（改定率）			
令和７年度	−　円	−　円	−　円	−　％	−　％		3.62％

（注）「民間給与」、「公務員給与」は、人事院勧告において公民の４月分の給与額をラスパイス比較した平均給与月額である。

②特別給（期末・勤勉手当）

区分	人事委員会の勧告				年間支給月数		（参考）国の年間支給月数
	民間の支給割合 A	公務員の支給月数 B	格差 A−B	勧告（改定月数）			
令和７年度	−　月	−　月	−　月	−　月	−　月		4.65 月

（注）「民間の支給割合」は民間事業所で支払われた賞与等の特別給の年間支給割合、「公務員の支給月数」は期末手当及び勤勉手当の年間支給月数である。

(5)　社会と公務の変化に応じた給与制度の整備（給与制度のアップデート）の実施状況について

【概要】国家公務員給与においては、行政職俸給表(一)において３級から７級までの初号近辺の号俸をカットし、これらの級の初号の俸給月額の引上げを行うとともに、８級から 10 級の隣接する級間での俸給月額の重なりの解消等を行っている。その他、各種手当について見直しを行っている。

①給料表の見直し

〔実施〕

（改定実施時期）令和７年４月１日

（実施内容）　一般行政職の給料表について、国の見直し内容を踏まえ、３級から６級まで級までの初号近辺の号給をカットし、これらの級の初号の給料月額の引上げを実施。（国の７級以上に相当する級はない。）

他の給料表については、一般行政職給料表と均衡を踏まえて見直しを実施。

②地域手当の見直し

〔支給なし〕

③その他の見直し内容

扶養手当及び管理職員特別勤務手当について、国と同様に見直しを実施。（令和７年４月１日実施）

(6)　特記事項

なし

2　職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1)　職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（令和７年４月１日現在）

①　一般行政職

区　分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額（国比較ベース）
小　豆　島　町	42.8 歳	314,000 円	373,405 円	336,794 円
香　　川　　県	42.8 歳	332,433 円	422,306 円	365,050 円
国	41.9 歳	332,237 円	―	414,480 円
類　似　団　体	42.0 歳	320,372 円	372,776 円	348,009 円

② 技能労務職

区分	公務員				
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額（A）	平均給与月額（国比較ベース）
小豆島町	43.2歳	32人	270,800円	308,008円	279,251円
うち用務員	＊	＊	＊	＊	＊
うち清掃職員	＊	＊	＊	＊	＊
香川県	54.7歳	6人	322,687円	347,801円	339,721円
国	51.3歳	1,703人	294,567円	―	337,907円
類似団体	50.2歳	5人	292,938円	319,896円	306,137円

※ 個人情報保護の観点から、対象となる職員数が3人以下の場合は、当該箇所を「アスタリスク（＊）」としている。

③ 教育職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
小豆島町	40.3歳	319,018円	342,255円
香川県	40.9歳	361,757円	407,576円
類似団体	41.9歳	315,340円	348,480円

（注） 1 「平均給料月額」とは、令和7年4月1日現在における職種ごとの職員の基本給の平均である。
2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。
また、「平均給与月額（国比較ベース）」は、比較のため、国家公務員と同じベース（=時間外勤務手当等を除いたもの）で算出している。

(2) 職員の初任給の状況（令和7年4月1日現在）

区分		小豆島町	香川県	国
一般行政職	大学卒	237,600円	237,600円	232,000円
	高校卒	206,700円	206,700円	200,300円
技能労務職	高校卒	191,400円	217,300円	－
	中学卒	178,200円	205,000円	－

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況（令和7年4月1日現在）

区分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大学卒	＊	336,900円	＊	395,225円
	高校卒	－	－	－	－
技能労務職	高校卒	－	－	－	－
	中学卒	－	－	－	－

※ 個人情報保護の観点から、対象となる職員数が3人以下の場合は、当該箇所を「アスタリスク（＊）」としている。

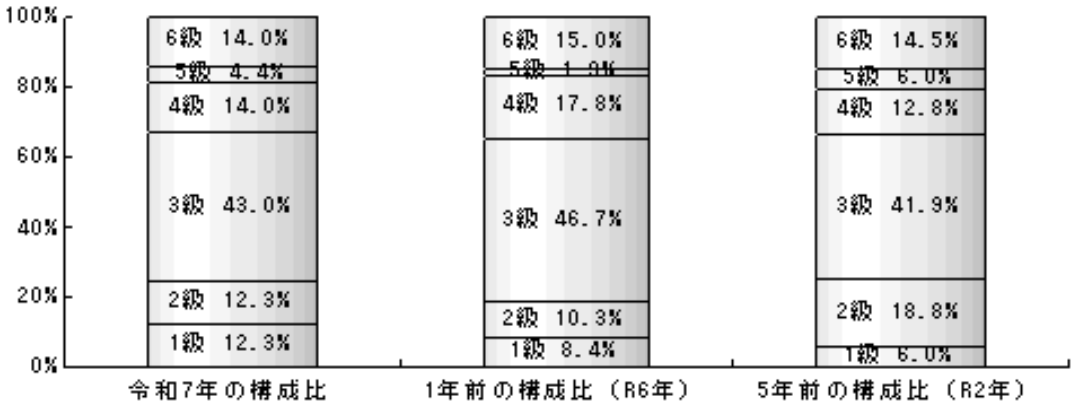
3　一般行政職の級別職員数等の状況

(1)　一般行政職の級別職員数の状況（令和 7 年 4 月 1 日現在）

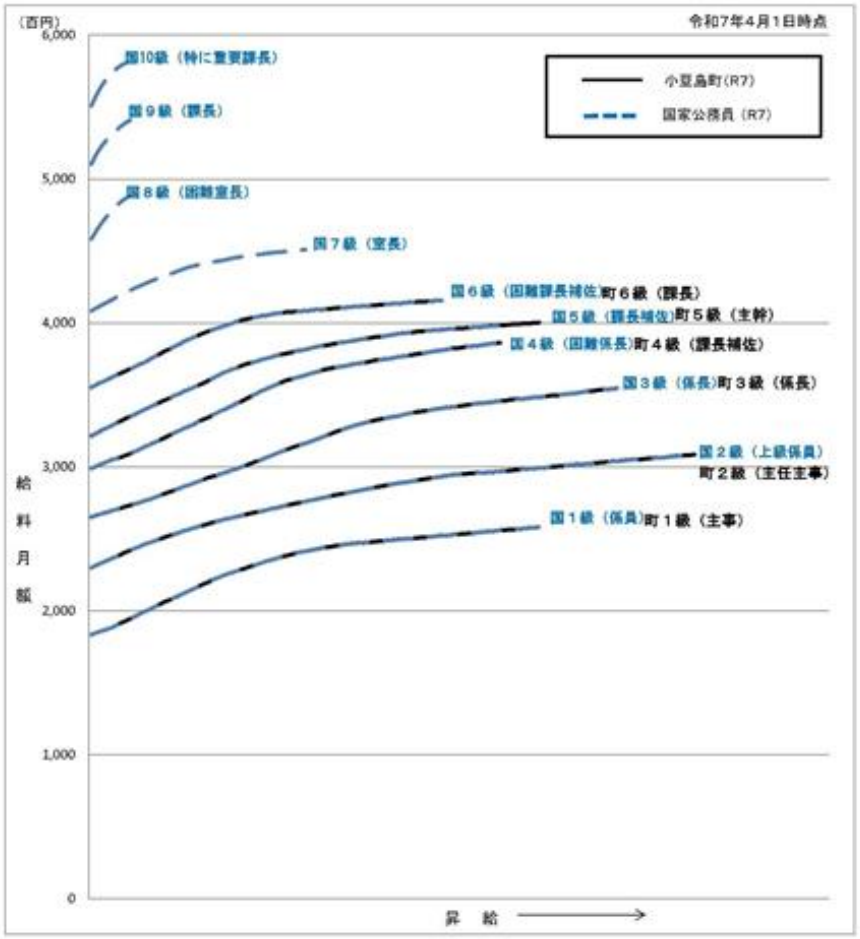
区分	標準的な職務内容	職員数（人）	構成比（%）	1 号給の給料月額（円）	最高号給の給料月額（円）
1 級	主事、技師	14	12.3	183,500	258,100
2 級	主任主事、主任技師	14	12.3	230,000	308,500
3 級	係長、主査	49	43.0	265,300	354,700
4 級	課長補佐、副主幹	16	14.0	298,800	386,100
5 級	主幹	5	4.4	321,300	400,200
6 級	参事、課長	16	14.0	355,200	415,700

（注）　1　小豆島町の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。

2　標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(2)　国と給料表カーブ比較表（行政職(一)）（令和７年４月１日現在）



(3)　昇給への人事評価の活用状況（小豆島町）

令和７年度中における運用		管理職員		一般職員	
イ　人事評価を活用している		○		○	
	活用している昇給区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分
	上位、標準、下位の区分	○	○	○	○
	上位、標準の区分				
	標準、下位の区分				
	標準の区分のみ（一律）				
ロ　人事評価を活用していない					
	活用予定時期				

4　職員の手当の状況

(1)　期末手当･勤勉手当

小豆島町	香川県	国
1 人当たり平均支給額 （令和 7 年度普通会計） 1,615 千円	1 人当たり平均支給額 （令和 7 年度普通会計） 1,852 千円	―
（令和 7 年度支給割合） 期末手当　勤勉手当 2.525 月分　2.125 月分 (1.425)月分　(1.025) 月分	（令和 7 年度支給割合） 期末手当　勤勉手当 2.525 月分　2.125 月分 (1.425)月分　(1.025)月分	（令和 7 年度支給割合） 期末手当　勤勉手当 2.525 月分　2.125 月分 (1.425)月分　(1.025)月分
（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ･役職加算 5～15%	（加算措置の状況）職制上の段階、職務の級等による加算措置 ･役職加算 5～20% ･管理職加算 10～25%	（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ･役職加算 5～20% ･管理職加算 10～25%

（注）　(　)内は、暫定再任用職員に係る支給割合である。

○勤勉手当への人事評価の活用状況（一般行政職）（小豆島町）

令和 7 年度中における運用		管理職員		一般職員	
イ　人事評価を活用している		○		○	
	活用している成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率
	上位、標準、下位の成績率	○		○	
	上位、標準の成績率				
	標準、下位の成績率				
	標準の成績率のみ（一律）	＼	○	＼	○
ロ　人事評価を活用していない					
	活用予定時期				

(2)　退職手当（令和 7 年 4 月 1 日現在）

小豆島町			国		
（支給率）	自己都合	勧奨･定年	（支給率）	自己都合	勧奨･定年
勤続 20 年	19.6695 月分	24.586875月分	勤続 20 年	19.6695 月分	24.586875月分
勤続 25 年	28.0395 月分	33.27075月分	勤続 25 年	28.0395 月分	33.27075月分
勤続 35 年	39.7575 月分	47.709 月分	勤続 35 年	39.7575 月分	47.709 月分
最 高 限 度	47.709 月分	47.709 月分	最 高 限 度	47.709 月分	47.709 月分
その他の加算措置			その他の加算措置		
･定年前早期退職特例措置（2%～20%加算）			･定年前早期退職特例措置（2%～45%加算）		
1 人当たり平均支給額		4,488 千円			

（注）1　退職手当の 1 人当たり平均支給額は、令和 7 年度に退職した職員に支給された平均額である。

2　「定年」には、定年退職及び定年引上げ前の定年年齢に達した日以後その者の非違によることなく退職した場合を含む。

(3)　地域手当（令和 7 年 4 月 1 日現在）

支給実績（令和 7 年度普通会計決算）			－ 千円
支給職員 1 人当たり平均支給年額（令和7年度普通会計決算）			－ 円
支給対象地域	支給割合	支給対象職員数	国の制度（支給割合）
東京都（特別区）	２０％	－	２０％

※　個人情報保護の観点から、対象となる職員数が 3 人以下の場合は、当該箇所を「アスタリスク（＊）」としている。

(4)　特殊勤務手当（令和 7 年 4 月 1 日現在）

支給実績（令和 7 年度普通会計決算）	24 千円
支給職員 1 人当たり平均支給年額（令和 7 年度普通会計決算）	6,000 円
職員全体に占める手当支給職員の割合（令和 7 年度）	2.5%
手当の種類（手当数）	2

手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績（令和 7 年度決算）	左記職員に対する支給単価
社会福祉業務手当	・ 一般行政職	・ 行旅死亡人取扱業務に従事したとき	24 千円	日額 3,000 円
防疫作業手当	・ 一般行政職 ・ 看護職 ・ 技能職	・ 感染症の予防･消毒･駆除作業に従事したとき。 ・ 伝染性病菌に汚染された区域での患畜の飼育･病菌の付着した物件等の処理作業に従事したとき	－ 千円	日額 290 円

(5)　時間外勤務手当

支給実績（令和 7 年度普通会計決算）	44,960 千円
職員 1 人当たり平均支給年額（令和 7 年度普通会計決算）	375 千円
支給実績（令和 6 年度普通会計決算）	35,873 千円
職員 1 人当たり平均支給年額（令和 6 年度普通会計決算）	317 千円

（注）　職員 1 人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（令和 7 年度決算）」と同じ年度の 4 月 1 日現在の総職員数（管理職等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む。

(6)　その他の手当（令和 7 年 4 月 1 日現在）

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績（令和 7 年度普通会計決算）	支給職員 1 人当たり平均支給年額（令和 7 年度普通会計決算）
扶養手当	・ 配偶者 3,000 円 ・ 子 11,500 円 ・ 父母等 6,500 円 ・ 特定期間の加算 5,000 円	同	―	16,399 千円	277,949 円
住居手当	・ 借家、借間居住者 家賃月額が 12,000 円を超える場合に支給 （最高支給限度額） 27,000 円	異	（最高支給限度額） 28,000 円	6,466 千円	323,300 円
通勤手当	・ 交通機関利用者 運賃相当額 ・ 交通用具使用者使用距離区分に応じ（片道 2ｋｍ以上）2,700 円から 最高 25,100 円	異	国： [交通機関使用者] 上限額 150,000 円 [交通用具使用者] 2,000～ 31,600 円	7,350 千円	88,554 円
管理職手当	・ 参事 60,000 円 ・ 総括課長 50,000 円 ・ 課長職 40,000 円 ・ 主幹職 25,000 円 ・ 課長補佐職 20,000 円 ・ 副主幹 16,000 円	―	―	16,863 千円	337,260 円

手　当　名	内 容 及 び 支 給 単 価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支　給　実　績 （令和 7 年度普通会計決算）	支給職員 1 人当たり平均支給年額 （令和 7 年度普通会計決算）
宿日直手当	・ 宿直又は日直勤務 1 回につき 6,100 円	同	―	2,965 千円	34,477 円
管理職員特別勤務手当	・ 勤務 1 回につき、職務に応じ、12,000 円内	同	―	47 千円	47,000 円

5　特別職の報酬等の状況（令和 7 年 4 月 1 日現在）

区　分		給料月額等	（参考）類似団体における最高／最低額
給料	町　長	759,000 円	855,000 円 ／ 382,500 円
	副町長	570,000 円	680,000 円 ／ 430,400 円
報酬	議　長	345,000 円	408,000 円 ／ 230,000 円
	副議長	280,000 円	342,000 円 ／ 180,000 円
	議　員	270,000 円	323,000 円 ／ 157,000 円
期末手当	町長 副町長	（令和 7 年度支給割合）3.15 月分	
	議長 副議長 議員	（令和 7 年度支給割合）3.15 月分	

退職手当		（算定方式）	（1 期の手当額）	（支給時期）
	町　長	退職の日における給料月額×勤務期間の月数（48 月を超えるときは、48 月）×支給割合 （町長 36.5/100、副町長 22/100）	13,297,680	退職した日から起算して 1 月以内
	副町長		6,019,200	

(注)　退職手当の「1 期の手当額」は、4 月 1 日現在の給料月額及び支給率に基づき、1 期（4 年＝４８月）勤めた場合における退職手当の見込額である。

Ⅳ　職員の勤務時間その他の勤務条件に関すること

職員（技能労務職員及び企業職員を除く。）の勤務時間その他の勤務条件は、国及び他の地方公共団体の職員との間に権衡を失しないよう考慮して条例で定められています（地方公務員法第 24 条第 4 項、第 5 項）。

1　勤務時間（令和 7 年 4 月 1 日現在）

開始時刻	8 時 30 分
終了時刻	17 時 15 分
休憩時間	60 分
週休日	土曜日、日曜日
1 週間の正規の勤務時間	38 時間 45 分

（注）　休憩時間は、正規の勤務時間に含まれない。（地方公務員の場合は、労働基準法第 34 条の規定により労働時間が 6 時間を超える場合に少なくとも 45 分の休憩時間を与えなければならないこととなっている。）

2　その他の勤務条件

（1）　休暇（令和 7 年 4 月 1 日現在）

休暇の種類		事由	期間	給料
年次有給休暇		一の年ごとにおける休暇	年 20 日	有給
病気休暇		負傷又は疾病のため療養する必要がある場合	公務上の傷病の場合やむを得ないと認められる必要最小限度の期間 私傷病の場合 90 日まで	有給
主な特別休暇	公民権行使等休暇	選挙権その他公民としての権利を行使する場合	必要と認められる期間	有給
	官公署出頭休暇	証人（裁判員等を含む）等として官公署へ出頭する場合	必要と認められる期間	有給
	ドナー休暇	骨髄の提供希望者としての登録又は骨髄液を提供する場合	必要と認められる期間	有給
	ボランティア休暇	職員が自発的に、かつ、報酬を得ないで社会に貢献する活動を行う場合	一の年において 5 日の範囲内	有給
	結婚休暇	結婚する場合	連続する 5 日の範囲内	有給
	不妊治療休暇	職員が不妊治療を受けるために勤務しないことが相当であると認められる場合	一の年において 12 日の範囲内	有給
	母子保健健診等休暇	妊娠中・出産後 1 年以内の職員が保健指導・健康診査を受ける場合	必要と認められる期間	有給
	産前休暇	8 週間以内に出産する予定である場合	出産の日までの申し出た期間	有給
	産後休暇	女子職員が出産した場合	出産の日の翌日から 8 週間を経過する日までの期間	有給
	育児時間休暇	生後 3 年に達しない子を育てる職員が授乳等を行う場合	1 日 2 回それぞれ 30 分以内	有給

休暇の種類		事由	期間	給料
主な特別休暇	出産補助休暇	職員の妻が出産する場合で、入院等の付添い等のため勤務しないことが相当である場合	2日の範囲内	有給
	男性職員の育児参加休暇	職員が妻の産前産後休暇期間中に、出産に係る子又は小学校就学の始期に達するまでの子の養育のため勤務しないことが相当である場合	当該期間内における 5 日の範囲内	有給
	看護等休暇	父母、配偶者若しくは子の看護又は中学校就学前の子の介助を行う場合	一の年において 5 日の範囲内	有給
	親族の死亡	職員の親族が死亡した場合	親族に応じ1日～7日	有給
	夏季休暇	夏季における心身の健康を維持及び増進する場合又は家庭生活を充実させる場合	6月から 10 月までの期間内における連続する 5 日の範囲内	有給
	災害による住居復旧作業休暇	災害により職員の現住居が滅失、又は損壊した場合	7日の範囲内	有給
	健康管理休暇	女性職員で生理日の就業が著しく困難な場合	1生理期間内で2日の範囲内の期間	有給
介護休暇		配偶者、父母、子、配偶者の父母その他の者で負傷、疾病又は老齢により、2 週間以上にわたり日常生活を営むのに支障があるものの介護をする場合	一の継続する状態ごとに、3回を超えず、かつ、通算して6月を超えない範囲内	無給
介護時間		配偶者、父母、子、配偶者の父母その他の者で負傷、疾病又は老齢により、2週間以上にわたり日常生活を営むのに支障があるものの介護をするため、1日の勤務時間の一部を勤務しないことが相当であると認められる場合	連続する3年の期間内において1日につき2時間以内	無給

Ⅴ　職員の休業に関すること

休業制度（令和7年4月1日現在）

種類	事由	期間	給料
育児休業	3 歳に満たない子を養育する職員	子が3歳に達する日までのうち職員が希望する期間	無給
部分休業	小学校就学の始期に達するまでの子を養育する職員	1日を通じて2時間を超えない範囲内で、職員の託児の態様、通勤の状況等から必要とされる時間	無給

Ⅵ　職員の分限及び懲戒処分に関すること

分限処分とは、公務能率の維持を目的に職員に対してなされる処分であり、制裁的意味合いはありません。任命権者が職員をその意に反して降任し、又は免職することのできるのは、①人事評価又は勤務の状況を示す事実に照らして、勤務実績がよくない場合、②心身の故障のため職務遂行に支障があり、又はこれに堪えない場合、③その他その職に必要な適格性を欠く場合等であ

り、また、休職にすることができるのは、①心身の故障のため、長期の休養を要する場合、②刑事事件に関し起訴された場合等とされています（地方公務員法第 28 条）。

一方、懲戒処分とは、公務員としてふさわしくない非行がある場合に、職員の一定の義務違反に対する道義的責任を問い、公務における規律と秩序を維持することを目的とする制裁的処分です。任命権者は、職員が、①地方公務員法又はこれに基づく条例若しくは規則等に違反した場合、②職務上の義務に違反し、又は職務を怠った場合、③全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合のいずれか 1 つに該当するときは、懲戒処分として免職、停職、減給又は戒告の処分をすることができるとされています（同法第 29 条）。

1　分限処分の状況（令和 7 年度）

内容	人数	事案の概要
休職	2 人	心身の故障のため

（注）休職処分者数は、当該年度前に処分を受け、当該年度に引き続き休職状態にある者を含む

2　懲戒処分の状況（令和 7 年度）

内容	人数	事案の概要
－	0 人	

（参考）懲戒処分の公表基準の概要（令和 7 年 4 月 1 日）

目　　的	・　公務員倫理の確立と綱紀保持のより一層の徹底 ・　職員の公務員としての自覚を促し、不祥事の未然防止
対　　象	・　地方公務員法に基づく懲戒処分（免職、停職、減給、戒告） ・　地方公務員法に基づく、刑事事件に関し起訴された場合の休職処分 ・　上記以外の処分で社会的影響等を勘案し、公表する必要がある場合
内　　容	・　被処分者の属する部門名、職名、年齢、処分年月日、事実の概要
時期及び方法	・　処分後、速やかに、町ホームページ及び報道機関への資料提供等による
公表の例外	・　被害者等のプライバシーその他の権利利益を保護するため、やむを得ない場合は、処分の公表を行わないことができる。

（注）　公表対象、公表内容について、事案の社会的影響、被処分者の職責等を勘案して別途の取扱いをすべき場合がある。

Ⅶ　職員の服務に関すること

すべての職員は、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、職務の遂行に当たっては、全力を挙げてこれに専念しなければなりません（地方公務員法第 30 条）。

この服務の根本原則を具体的に実現するため、職員には、法令等及び上司の職務上の命令に従う義務、信用失墜行為の禁止、職務上知り得た秘密を守る義務、職務に専念する義務、政治的行為の制限、争議行為等の禁止、営利企業等の従事制限などさまざまな制約が課されています（同法第 32 条～38 条）。

営利企業等従事許可の状況（令和 7 年度）

内　　容	件 数
商業、工業又は金融業その他営利を目的とする私企業を営むことを目的とする会社その他の団体の役員等の地位を兼ねることの許可	－ 件

自ら営利企業を営むことの許可	― 件
報酬を得て事業又は事務に従事することの許可	85 件

VIII 職員の退職管理に関すること

退職後に営利企業等に再就職した者は、離職前５年間に在職した執行機関の組織の職員に対し、離職前５年間の職務に属する契約や処分（再就職先及びその子法人に対するものに限る。）に関して、離職後２年間働きかけが禁止されています。なお、離職前５年より前に課長級以上の職に就いていた者は、その職の職務に属する契約や処分に関しても離職後２年間、また、在職中に再就職先及びその子法人に対して自ら決定した契約・処分に関しては期間の定めなく働きかけが禁止されています（地方公務員法第 38 条の２第１項、第４項、第５項、第８項)。

地方公共団体は、退職管理の適正を確保するために必要と認められる措置を講ずるものとされており、次のとおり取り組んでいます（同法第 38 条の 6 第１項)。

(1)　再就職情報の届出

課長級以上の職員であった者は、離職後２年間のうちに再就職した場合、離職時の任命権者に対し、再就職情報を届出することとしています。

(2)　職員（課長級以上）の再就職の情報（令和 7 年度）

退職者数	うち再就職者数	
	再任用職員	民間企業
２人	０人	１人

IX　職員の研修に関すること

職員には、公務能率の発揮及び増進のために、研修を受ける機会が与えられなければならず、地方公共団体は、研修の目標、研修に関する計画の指針となるべき事項その他研修に関する基本的な方針を定めることとされています（地方公務員法第 39 条)。

職員の研修（令和 7 年度）

	研修場所	研修科目	受講者数
一般研修	市町職員研修センター	初任者研修（一般職員；前期）	12
		初任者研修（一般職員；後期）	10
		初任者研修（幼稚園教諭・保育士）	1
		３年目職員研修	3
		一般職員研修	4
		係長級（主査等）研修	3
		係長級（監督者）研修	1
		課長補佐級研修	1
		課長級研修	2

	研修場所	研修科目	受講者数
一般研修	高松市	係長研修（ＯＪＴ）	1
		女性職員エンパワー研修	1
		メンタルヘルス研修	1
		やさしい日本語研修	1
専門研修	市町職員研修センター	デザイン思考講座	2
		自分ごととして考えるＤＸ推進講座	1
		自治体ＤＸと行政サービス改革講座	1
		パソコンスキルアップ講座（Excel 中級）	1
		整理力向上講座	1
		ファミスタの父に学ぶゲーミフィケーション講座	1
	国際文化研修所	管理職のためのｸﾗｲｼｽ･ｺﾐｭﾆｹｰｼｮﾝ研修	1
内部研修	小豆島町役場内	人権・同和問題に関する研修	27
		熱中症に関する勉強会	33
		カスタマーハラスメント対策研修	38
		ハラスメント防止研修	46
派遣研修	香川県	政策部自治振興課派遣研修	1
		滞納整理実務研修	1
合　　計			195

Ⅹ　職員の福祉及び利益の保護に関すること

1　福利厚生制度

地方公共団体は、職員の保健、元気回復その他厚生に関する事項について計画を樹立し、実施しなければなりません（地方公務員法第 42 条）。

また、共済制度は、職員又はその被扶養者の事故（病気、負傷、出産、死亡、災害等）に関して、適切な給付を行うための相互救済を目的とする制度であり（同法第 43 条第 1 項）、具体的には地方公務員等共済組合法によって香川県市町村職員共済組合が制度を運用、実施しています。

この他、職員は（一財）香川県市町村職員互助会、小豆島町職員会に加入しています。

○福利厚生の状況（令和 7 年 4 月 1 日現在）

区分	内　　容
職員の保健等に関すること	○職員健康診断　　令和 7 年度決算額　　3,803,323 円 ・　定期健康診断　令和 7 年度受診者数　134 人 ・　人間ドック　　令和 7 年度受診者数　255 人 ○ストレスチェックの実施 ・　令和 7 年度決算額　　480,150 円　　※会計年度任用職員含む
共済組合	○短期給付 公務外の病気やケガの治療、出産、死亡、休業、災害時の給付 ○長期給付 退職共済年金、障害共済年金、遺族共済年金を給付 ○福祉事業 ・保健事業（健康診断助成、保養宿泊施設利用助成など ・宿泊事業（共済組合直営施設の利用助成） ・貯金事業（普通貯金の受入れ） ・貸付事業（普通貸付、住宅貸付、災害貸付、医療貸付、入学･修学貸付など）

区分	内　　容
香川県市町村 職員互助会	○　会員掛金　1,000 円／月 ○　町負担金 令和 7 年度決算額　3,929,000 円　　※会計年度任用職員含む 1 人あたり 1,000 円／月 ○　公費負担率　50% ○　補助金対象事業（人間ドック助成など） ○　掛金のみで実施する事業 ・　給付事業（入学祝金、死亡一時金など）
小豆島町職員会	○　会員掛金　管理職員　　本俸×10／1000 それ以外の職員　本俸×5／1000 ○　掛金のみで実施する事業 ・　給付事業（慶弔金など）

2　公務災害補償

地方公共団体は、職員が公務上又は通勤途上で負傷、疾病、死亡等の災害を受けた場合は、その者又はその者の遺族若しくは被扶養者に対し、損害を補償する義務を負います（地方公務員法第 45 条第 1 項)。具体的には地方公務員災害補償法に基づき、専門的機関として設置された地方公務員災害補償基金によって補償事務が行われています。

○公務災害等の認定状況（令和 7 年度）

公務災害	通勤災害	計
4 件	0 件	4 件

XI　公平委員会の業務に関すること

職員は、公平委員会に対して、給与、勤務時間その他の勤務条件に関し、適当な措置が執られるよう要求することや（地方公務員法第 46 条)、懲戒その他意に反する不利益な処分を受けたと思うときは審査請求をすることができます（同法第 49 条の 2 第 1 項)。

公平委員会とは、長から独立した合議制の専門的人事行政機関として置かれるもので、これらの要求や処分が適当であるかを審査し、必要な場合は勧告や指示をすることができます。

なお、当町では地方公務員法第 7 条第 4 項に基づき、この公平委員会に係る事務処理を香川県人事委員会に委託しています。

(1)　勤務条件に関する措置の要求の状況　　なし

(2)　不利益処分に関する審査請求の状況　　なし